

# 目次

## I 全体

1	諮問・答申件数	1
2	答申結果の分類	2
3	平均処理期間・審議回数	3
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	3
5	インカメラ	3
6	ヴォーンインデックス	3
7	特徴のある事件	4
8	その他	7
9	総会（委員の全員をもって構成する合議体）	7
10	各部会の調査審議回数	8

## II 情報公開

1	諮問・答申件数	10
2	答申結果の分類	10
3	平均処理期間・審議回数	11
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	11
5	インカメラ	12
6	ヴォーンインデックス	12
7	特徴のある事件	12
8	その他	14

## III 個人情報保護

1	諮問・答申件数	16
2	答申結果の分類	17
3	平均処理期間・審議回数	17
4	口頭意見陳述, 口頭説明聴取等の実績	18
5	インカメラ	18
6	ヴォーンインデックス	18
7	特徴のある事件	18
8	その他	21

IV 付言の実績	22
----------	----

[参考資料]

1 審査会委員名簿	31
2 諮問・答申件数一覧表	32
3 答申一覧	38

# 平成27年度の調査審議等の状況

(平成27年4月～平成28年3月)

## I 全体

### 1 諮問・答申件数

平成27年度の諮問件数は1,153件、答申件数は1,226件である。

なお、平成13年度から平成27年度までの総諮問件数は13,185件、総答申件数は11,838件であり、平成27年度末時点で審議中の件数は842件である。

#### ○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成27年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	909	1,021	38
個人情報保護	244	205	7
合計	1,153	1,226	45

[平成27年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1,035	1,094	43
独立行政法人等	118	132	2
合計	1,153	1,226	45

[平成13年度～平成27年度]

(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成27年度末) (a-b-c)
行政機関	11,591	10,420	400	771
独立行政法人等	1,594	1,418	105	71
合計	13,185	11,838	505	842

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

#### 1-1 中間答申

平成27年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定に基づく中間答申の実績はなかった。

#### 1-2 取下げ

平成27年度における諮問事件の取下げは、合計で45件であり、その内訳は以下のとおりである。

(取下げ件数及び理由の内訳)

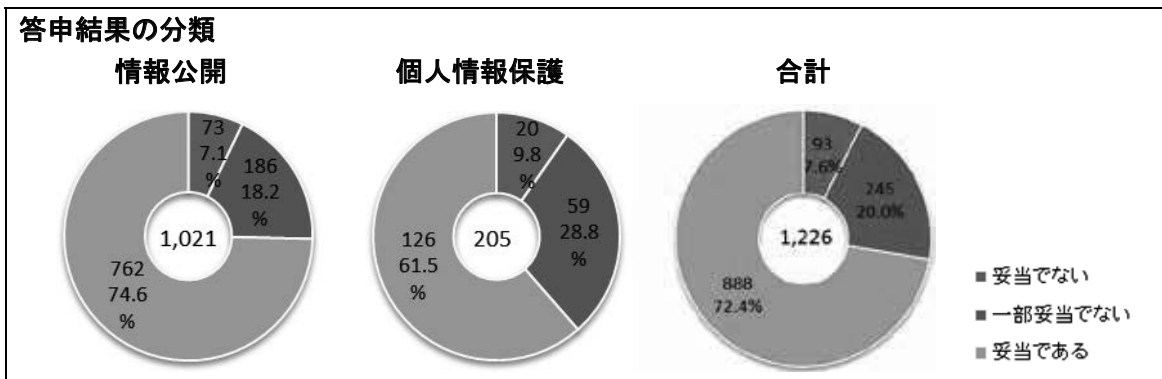
諮問種別	行政機関	独立行政法人等	合計
情報公開	37件	1件	38件
個人情報保護	6件	1件	7件
合計	43件	2件	45件

取下げ理由	件数
不服申立人の自主的な取下げ	9件
審査会意見通知	29件
全部開示	0件
改めて開示決定等を実施	3件
却下	4件
合計	45件

## 2 答申結果の分類

平成27年度に出された答申件数(1,226件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、338件(27.6%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	73件 (7.1%)	20件 (9.8%)	93件 (7.6%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	186件 (18.2%)	59件 (28.8%)	245件 (20.0%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			338件 (27.6%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	762件 (74.6%)	126件 (61.5%)	888件 (72.4%)
合計	1,021件 (100%)	205件 (100%)	1,226件 (100%)

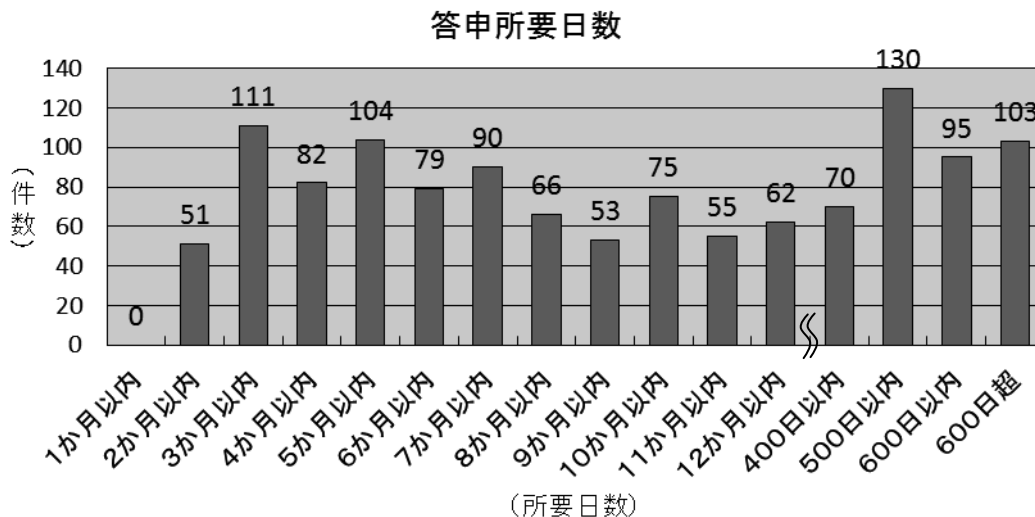


### 3 平均処理期間・審議回数

平成27年度の答申（1, 226件）について、平均処理期間は309日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では36日で処理が終了しており（平成27年度（独情）答申第58号）、最長の事件では1,869日かかっている（平成27年度（行情）答申第840号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成27年度の答申（1, 226件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは2件である。
- (3) 平成27年度に不服申立人等の口頭意見陳述及び諮問庁の口頭説明の聴取を地方において行った実績はない。
- (4) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。なお、審査会発足以降の実績は、後掲の別表のとおりである。

### 5 インカメラ

平成27年度の答申（1, 226件）についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは628件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

### 6 ヴォーンインデックス

平成27年度の答申（1, 226件）についてみると、諮問庁から情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「設置法」という。）9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当かどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理した資料を提出している場合がある。

## 7 特徴のある事件

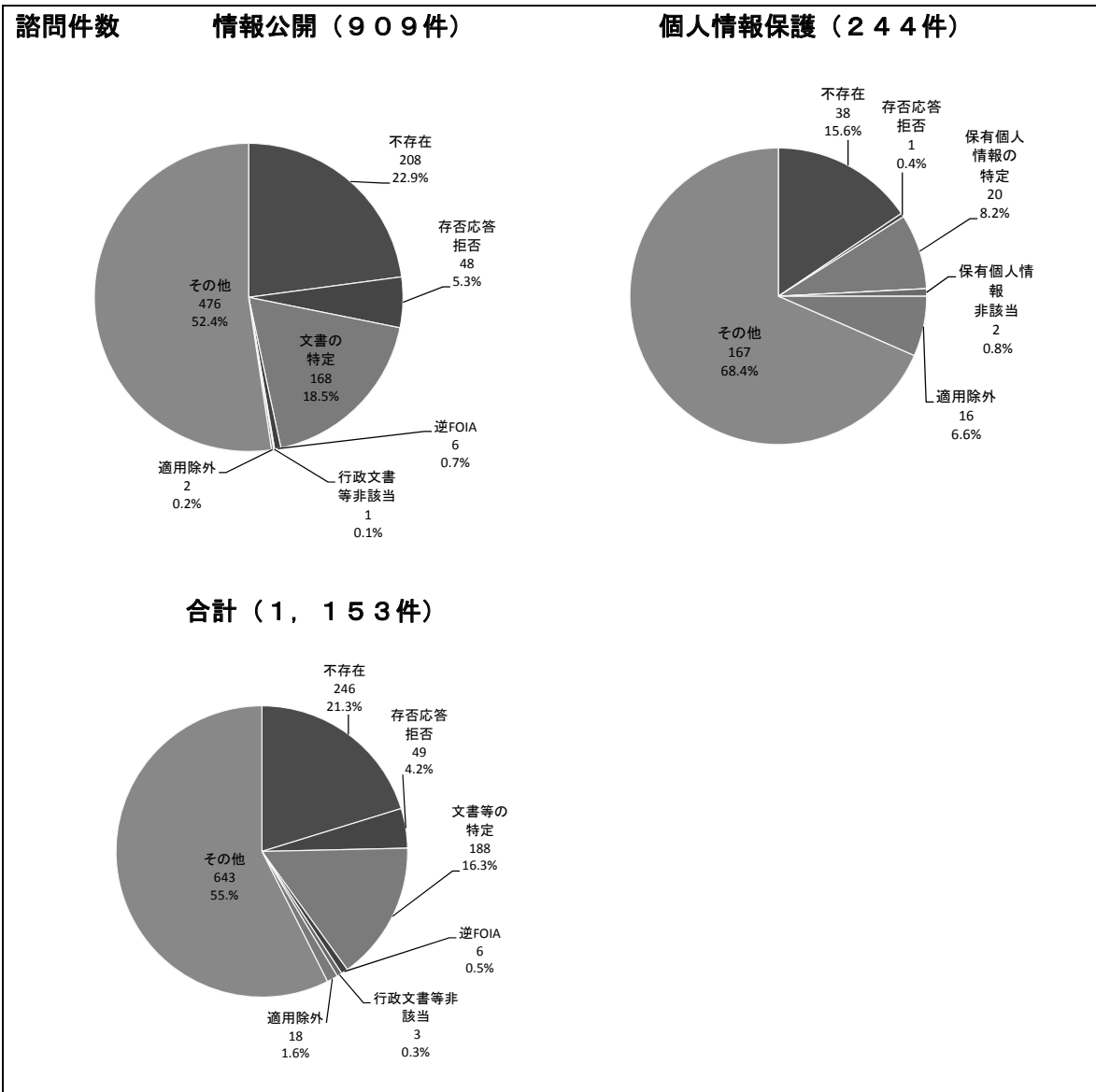
不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

(諮問)

(単位：件)

	情報公開	個人情報保護	合計
不存在事件	208	38	246
存否応答拒否事件	48	1	49
文書等の特定を争う事件	168	20	188
逆FOIA事件	6	0	6
行政文書等非該当事件	1	2	3
適用除外事件	2	16	18
その他事件	476	167	643
合計	909	244	1,153

(注) 「不存在事件」、「存否応答拒否事件」、「文書等の特定を争う事件」、「行政文書等非該当事件」、「適用除外事件」とは、当該特徴のみを争った諮問事件をいう。以降、本資料において共通。



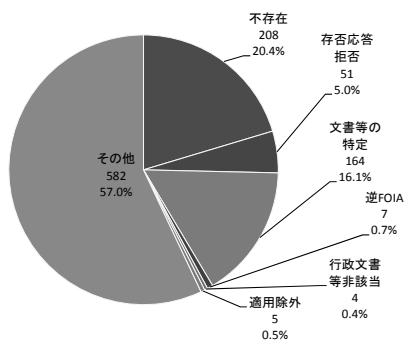
(答申)

(単位：件)

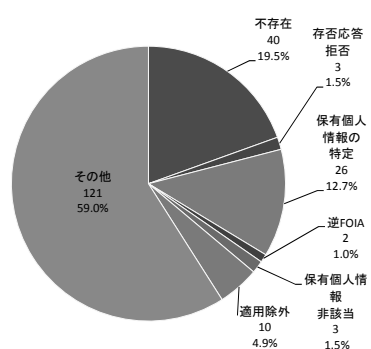
	答申件数			答申結果別の内訳			
	情報公開	個人情報保護	合計	妥当でない		妥当である	
				全部を妥当でない	一部妥当でない		
不存在事件	208	40	248	16	13	3	232
存否応答拒否事件	51	3	54	11	11	0	43
文書等の特定を争う事件	164	26	190	28	26	2	162
逆FOIA事件	7	2	9	2	0	2	7
行政文書等非該当事件	4	3	7	3	3	0	4
適用除外事件	5	10	15	0	0	0	15
その他事件	582	121	703	278	40	238	425
合計	1,021	205	1,226	338	93	245	888

答申件数

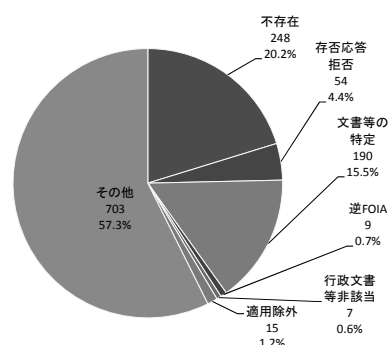
情報公開 (1,021件)



個人情報保護 (205件)

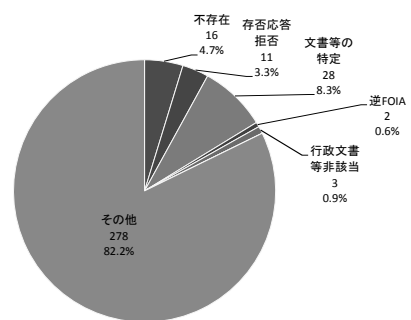


合計 (1,226件)

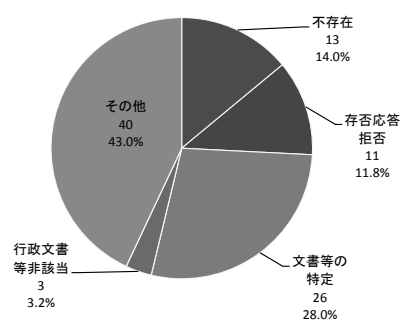


答申結果別の内訳

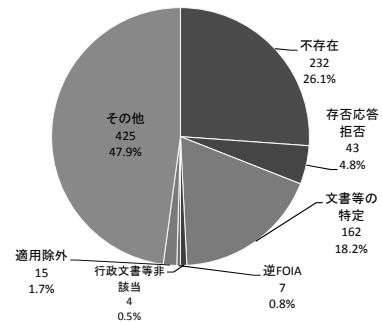
「妥当でない (一部妥当でないも含む)」 (338件)



「全部を妥当でない」 (93件)



「妥当である」 (888件)



## 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成27年度で246件（情報公開208件、個人情報保護38件）の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、248件（情報公開208件、個人情報保護40件）について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、13件あり、情報公開関連が11件（注1）、個人情報保護関連が2件（注2）である。

（注1）平成27年度（行情）答申第16号、第17号、第36号、第37号、第161号、第177号、第191号、第298号、第619号、第796号及び第913号

（注2）平成27年度（行個）答申第41号及び平成27年度（独個）答申第18号

## 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成27年度に49件（情報公開48件、個人情報保護1件）の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、54件（情報公開51件、個人情報保護3件）について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、11件あり、情報公開関連が10件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）平成27年度（行情）答申第145号、第210号、第234号、第265号、第323号、第391号、第392号、第542号及び第652号並びに平成27年度（独情）答申第73号

（注2）平成27年度（行個）答申第112号

## 7-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成27年度に188件（情報公開168件、個人情報保護20件）の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、190件（情報公開164件、個人情報保護26件）について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、26件あり、情報公開関連が20件（注1）、個人情報保護関連が6件（注2）である。

（注1）平成27年度（行情）答申第26号、第217号、第303号、第352号、第353号、第450号、第460号、第466号、第482号、第496号、第497号、第563号、第586号、第694号、第705号、第738号及び第914号並びに平成27年度（独情）答申第38号、第39号及び第81号

（注2）平成27年度（行個）答申第25号、第77号、第81号、第82号、第93号及び第94号

## 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成27年度に6件（情報公開6件）の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、9件（情報公開7件、個人情報保護2件）について答申を出している。

## 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成27年度に3件（情報公開1件、個人情報保護2件）の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、7件（情報公開4件、個人情報保護3件）について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、3件あり、情報公開関連が2件（注1）、個人情報保護関連が1件（注2）である。

（注1）平成27年度（行情）答申第581号及び平成27年度（独情）答申第54号



(注2) 平成27年度(行個) 答申第140号

## 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成27年度に18件(情報公開2件, 個人情報保護16件)の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、15件(情報公開5件, 個人情報保護10件)について答申を出している。

## 8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

### 8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、9件(注)である。

(注) 平成27年度(行情) 答申第251号, 第581号及び第924号並びに平成27年度(独情) 答申第28号, 第35号, 第37号, 第40号, 第49号及び第50号

### 8-2 行政文書の一部を特定

行政文書の一部を特定した原処分には法の解釈適用の誤りがあるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件(注)である。

(注) 平成27年度(行情) 答申第586号

### 8-3 保有個人情報の特定

対象となる保有個人情報を特定せずに行われた原処分は違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、6件(注)である。

(注) 平成27年度(行個) 答申第78号, 第79号, 第81号, 第134号, 第135号及び第136号

### 8-4 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、3件(注)である。

(注) 平成27年度(行情) 答申第592号及び第593号並びに平成27年度(行個) 答申第88号

### 8-5 その他

原処分には、通知書の記載から処分の内容が把握できないという重要な瑕疵(かし)があり、違法であるので、取り消すべきとした答申は、1件(注)である。

(注) 平成27年度(行情) 答申第247号

また、一部訂正決定の原処分について、本件訂正請求は利用停止請求として処理すべきとして、これを取り消すべきとした答申は、1件(注)である。

(注) 平成27年度(行個) 答申第44号

## 9 総会(委員の全員をもって構成する合議体)

### 9-1 総会

平成27年度は、設置法6条2項に基づく総会は開催しなかった。

## 9-2 運営会議

平成27年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づく運営会議は開催しなかった。

## 10 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	33回
第2部会	34回
第3部会	33回
第4部会	33回
第5部会	33回

(別表) 答申の調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるもの

	行情(注1)	独情(注2)
平成13年度	55	
平成14年度	83, 164, 181, 279, 395, 426, 427, 428, 429, 430, 469, 527	
平成15年度	370, 454, 509, 590, 591	44
平成16年度	319, 488, 555	
平成17年度	129, 130, 133, 230, 231, 488	9
平成18年度		
平成19年度		103
平成20年度	262	
平成21年度	288, 330	6, 10
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度	537, 538	
平成25年度	422	
平成26年度		
平成27年度		

(注1) 数字は答申番号である。

(注2) 個人情報保護について、該当する答申はない。

## Ⅱ 情報公開

### 1 諮問・答申件数

平成27年度の諮問件数は909件、答申件数は1,021件である。

なお、平成13年度から平成27年度までの総諮問件数は10,897件、総答申件数は9,822件であり、平成27年度末時点での審議中の件数は638件である。

#### ○情報公開関連

[平成27年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	827	931	37
独立行政法人等	82	90	1
合計	909	1,021	38

[平成13年度～平成27年度]

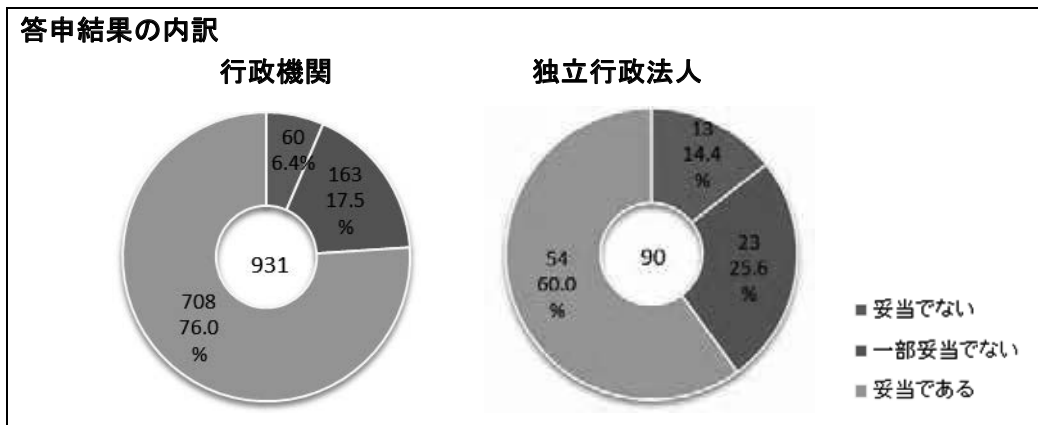
(単位：件)

	諮問件数 (a)	答申件数 (b)	取下件数 (c)	審議中の件数 (平成27年度末) (a-b-c)
行政機関	9,829	8,894	347	588
独立行政法人等	1,068	928	90	50
合計	10,897	9,822	437	638

### 2 答申結果の分類

平成27年度に出された答申件数(1,021件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む)は、259件(25.4%)である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	60件 (6.4%)	13件 (14.4%)	73件 (7.1%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	163件 (17.5%)	23件 (25.6%)	186件 (18.2%)
小計(諮問庁の判断は妥当でない(一部妥当でないも含む)としたもの)			259件 (25.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	708件 (76.0%)	54件 (60.0%)	762件 (74.6%)
合計	931件 (100%)	90件 (100%)	1,021件 (100%)



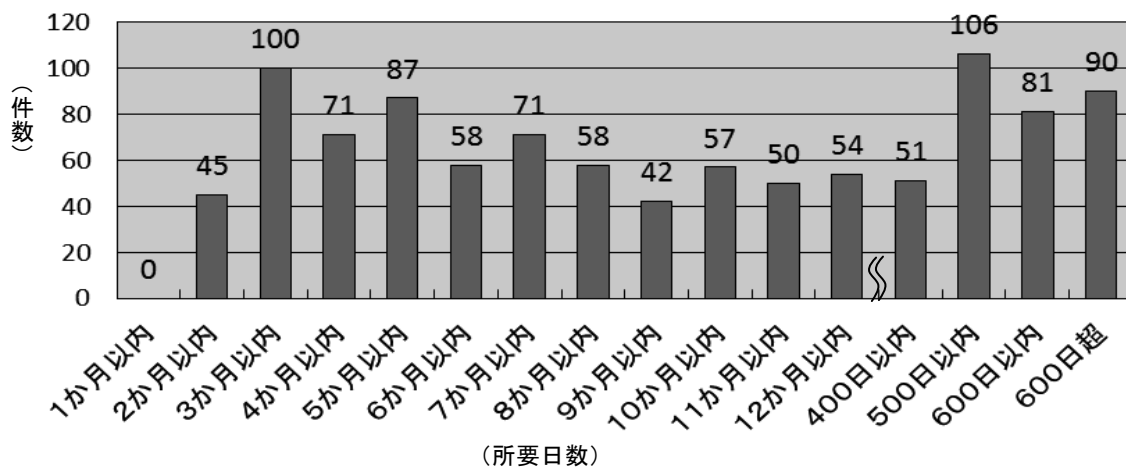
### 3 平均処理期間・審議回数

平成27年度の答申（1,021件）について、平均処理期間は310.5日、平均審議回数は2.6回であり、最短の事件では36日で処理が終了しており（平成27年度（独情）答申第58号）、最長の事件では1,869日かかっている（平成27年度（行情）答申第840号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.0回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。

答申所要日数



### 4 口頭意見陳述、口頭説明聴取等の実績

平成27年度の答申（1,021件）についてみると、

- (1) 不服申立人等から口頭意見陳述の聴取を行った実績はない。
- (2) 諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは2件である。
- (3) 調査審議の経過欄に、「参考人」と記載のあるものはない。

## 5 インカメラ

平成27年度の答申（1,021件）についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは533件となっている。

（注）答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が存在しない場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

## 6 ヴォーンインデックス

平成27年度の答申（1,021件）についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

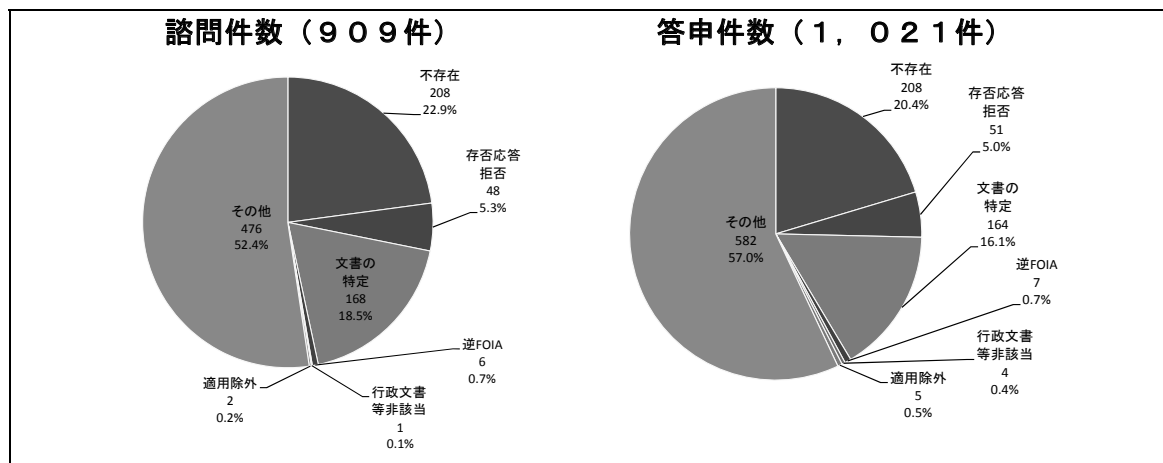
（注）ただし、ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理した資料を提出している場合がある。

## 7 特徴のある事件

不存在事件、存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については、以下のとおりである。

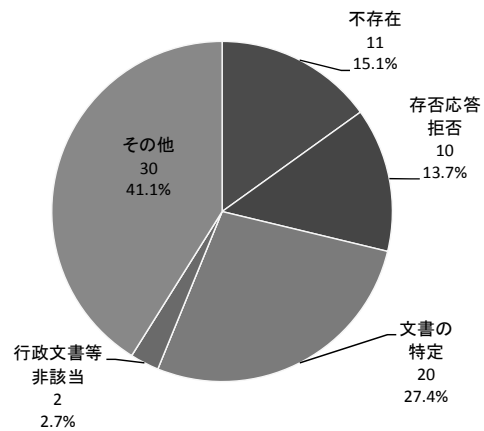
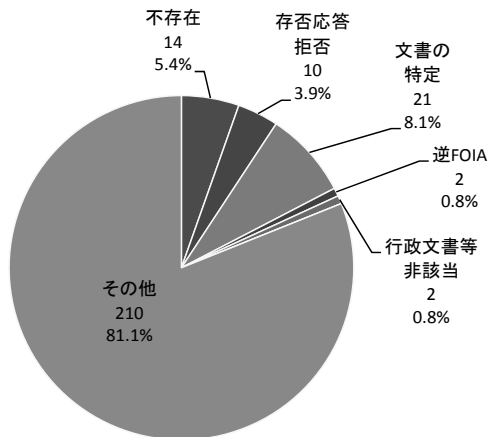
（単位：件）

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない		妥当 である	
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	208	208	14	11	3	194
存否応答拒否事件	48	51	10	10	0	41
文書の特定を争う事件	168	164	21	20	1	143
逆FOIA事件	6	7	2	0	2	5
行政文書等非該当事件	1	4	2	2	0	2
適用除外事件	2	5	0	0	0	5
その他事件	476	582	210	30	180	372
合計	909	1,021	259	73	186	762

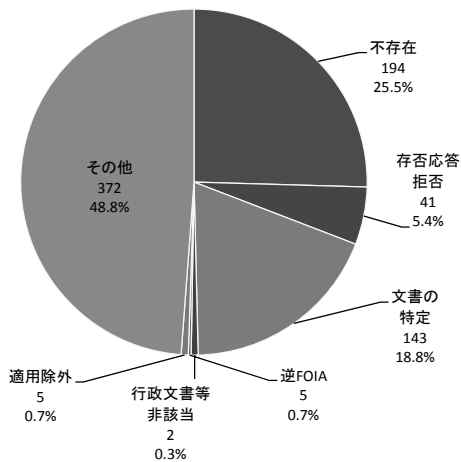


## 答申結果別の内訳

「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（259件） 「全部を妥当でない」（73件）



「妥当である」（762件）



### 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成27年度に208件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、208件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの等）は、11件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第16号、第17号、第36号、第37号、第161号、第177号、第191号、第298号、第619号、第796号及び第913号

### 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成27年度に48件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、51件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、10件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第145号、第210号、第234号、第265号、第323号、第391号、第392号、第542号及び第652号並びに平成27年度（独情）答申第73

### 7-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成27年度に168件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、164件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、20件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第26号、第217号、第303号、第352号、第353号、第450号、第460号、第466号、第482号、第496号、第497号、第563号、第586号、第694号、第705号、第738号及び第914号並びに平成27年度（独情）答申第38号、第39号及び第81号

### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成27年度に6件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、7件について答申を出している。

### 7-5 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成27年度に1件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、4件について答申を出している。

この行政文書等非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、2件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第581号及び平成27年度（独情）答申第54号

### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成27年度に2件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、5件について答申を出している。

## 8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については次のとおりである。

### 8-1 理由の提示の不備

原処分は理由の提示に不備がある違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、9件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第251号、第581号及び第924号並びに平成27年度（独情）答申第28号、第35号、第37号、第40号、第49号及び第50号

### 8-2 行政文書の一部を特定

行政文書の一部を特定した原処分には法の解釈適用の誤りがあるとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第586号

### 8-3 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、2件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第592号及び第593号



#### 8-4 その他

原処分には、通知書の記載から処分の内容が把握できないという重要な瑕疵（かし）があり、違法であるので、取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）平成27年度（行情）答申第247号

### Ⅲ 個人情報保護

#### 1 諮問・答申件数

平成27年度の諮問件数は244件、答申件数は205件である。

なお、平成17年度から平成27年度までの総諮問件数は2,288件、総答申件数は2,016件であり、平成27年度末時点で審議中の件数は204件である。

#### ○個人情報保護関連

[平成27年度]

(単位：件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	208	163	6
独立行政法人等	36	42	1
合計	244	205	7

(単位：件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	188	150	5	31	40	1
訂正請求関連	18	10	1	4	2	0
利用停止請求関連	2	3	0	1	0	0
合計	208	163	6	36	42	1

[平成17年度～平成27年度]

(単位：件)

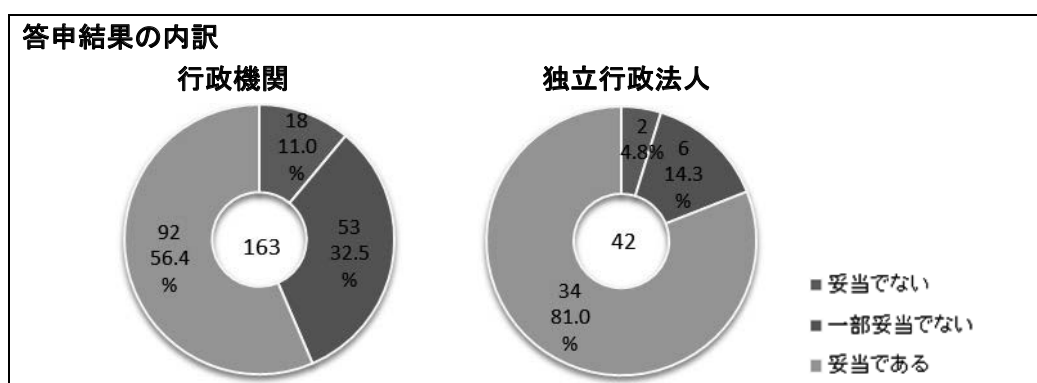
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数 (平成26年度末) (a-b-c)
	(a)	(b)	(c)	
行政機関	1,762	1,526	53	183
開示請求	1,650	1,435	48	167
訂正請求	99	80	4	15
利用停止請求	13	11	1	1
独立行政法人等	526	490	15	21
開示請求	442	415	13	14
訂正請求	65	58	2	5
利用停止請求	19	17	0	2
合計	2,288	2,016	68	204
開示請求	2,092	1,850	61	181
訂正請求	164	138	6	20
利用停止請求	32	28	1	3

(注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

## 2 答申結果の分類

平成27年度に出された答申件数（205件）のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの（一部妥当でないとしたものを含む。）は、79件（38.5%）である。

	行政機関	独立行政法人	合計
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	18件 (11.0%)	2件 (4.8%)	20件 (9.8%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	53件 (32.5%)	6件 (14.3%)	59件 (28.8%)
小計（諮問庁の判断は妥当でない（一部妥当でないも含む）としたもの）			79件 (38.5%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	92件 (56.4%)	34件 (81.0%)	126件 (61.5%)
合計	163件 (100%)	42件 (100%)	205件 (100%)

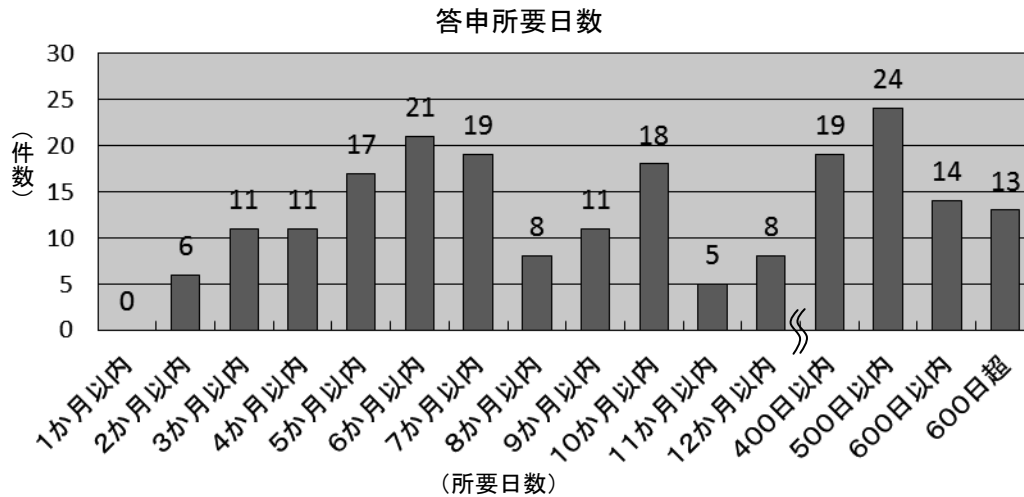


## 3 平均処理期間・審議回数

平成27年度の答申（205件）について、平均処理期間は299.4日、平均審議回数は2.5回であり、最短の事件では39日で処理が終了しており（平成27年度（行個）答申第83号）、最長の事件では1,002日かかっている（平成27年度（独個）答申第5号）。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.1回である。

答申までの所要日数の分布をみると、全体の約2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の約3分の2は12か月以内に答申を出している。



#### 4 口頭意見陳述，口頭説明聴取等の実績

平成27年度の答申（205件）についてみると，不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものはなく，諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものもない。また，調査審議の経過欄に，「参考人」と記載のあるものもない。

#### 5 インカメラ

平成27年度の答申（205件）についてみると，対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは95件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に，「本件対象保有個人情報の見分」等と記載されている答申数である。対象保有個人情報が不存在である場合，存否応答拒否の正当性が争われている場合，一定の様式に記入された個人情報であり，その記載項目によって開示・不開示の判断が可能な場合など，事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

#### 6 ヴォーンインデックス

平成27年度の答申（205件）についてみると，諮問庁から設置法9条3項の資料（ヴォーンインデックス）の提出を受けたとの記載があるものはない。

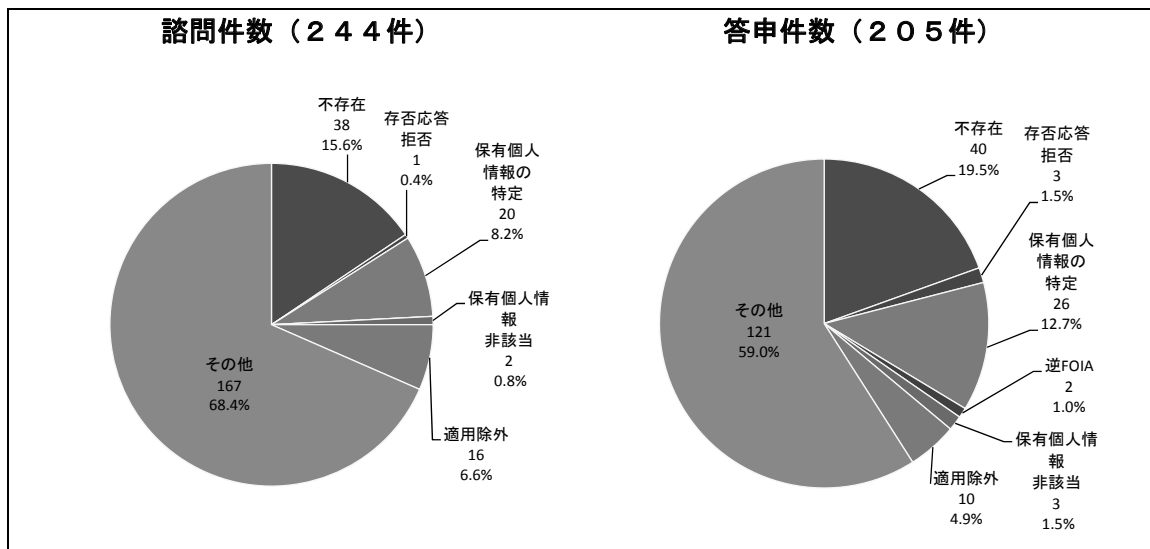
(注) ただし，ヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として，諮問庁が自主的に，あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理した資料を提出している場合がある。

#### 7 特徴のある事件

不存在事件，存否応答拒否事件等の特徴のある諮問事件については，以下のとおりである。

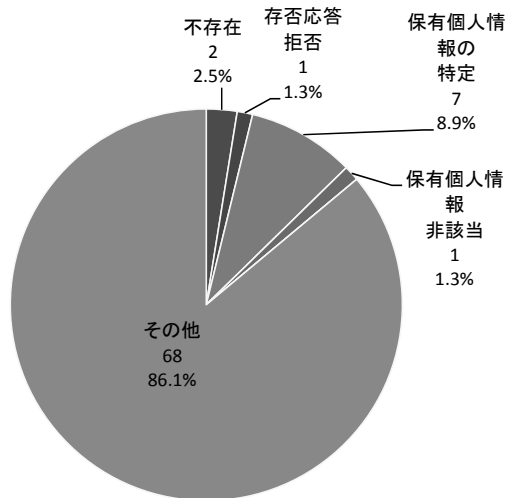
(単位：件)

	諮問 件数	答申 件数	答申結果別の内訳			
			妥当でない			妥当 である
			全部を 妥当でない	一部妥当 でない		
不存在事件	38	40	2	2	0	38
存否応答拒否事件	1	3	1	1	0	2
保有個人情報の特定を争う事件	20	26	7	6	1	19
逆FOIA事件	0	2	0	0	0	2
保有個人情報非該当事件	2	3	1	1	0	2
適用除外事件	16	10	0	0	0	10
その他事件	167	121	68	10	58	53
合計	244	205	79	20	59	126

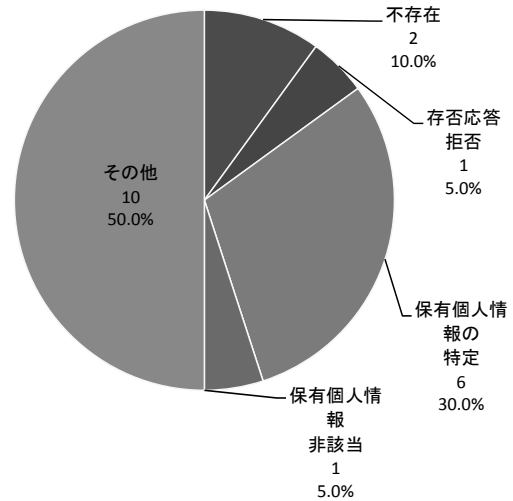


## 答申結果別の内訳

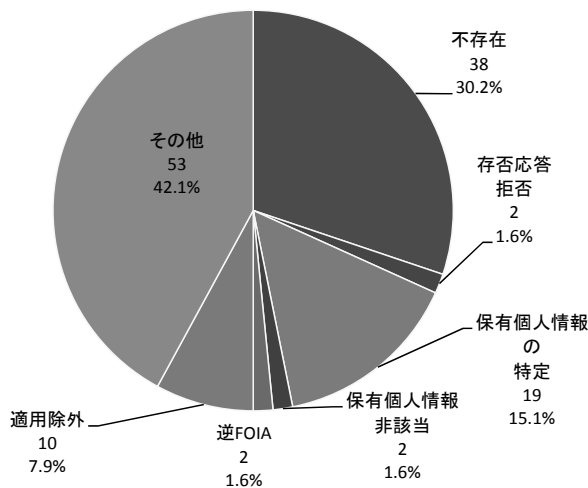
「妥当でない（一部妥当でないも含む）」（79件）



「全部を妥当でない」（20件）



「妥当である」（126件）



### 7-1 不存在事件

不存在事件については、平成27年度では38件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、40件について答申を出している。

この不存在に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたもの（文書が存在するとされたもの）は、2件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第41号及び平成27年度（独個）答申第18号

### 7-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成27年度に1件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問も含め、3件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、1件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第112号

### 7-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成27年度に20件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、26件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、6件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第25号、第77号、第81号、第82号、第93号及び第94号

### 7-4 逆FOIA（第三者不服申立て）事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成27年度は諮問はなかった。平成26年度以前の諮問も含め、2件について答申を出している。

### 7-5 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成27年度に2件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、3件について答申を出している。

この保有個人情報非該当事件に関する答申のうち、全部を妥当でないとされたものは、1件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第140号

### 7-6 適用除外事件

適用除外事件については、平成27年度に16件の諮問を受け、平成26年度以前の諮問を含め、10件について答申を出している。

## 8 その他

原処分について、「違法」等であるとして取り消すべきとした答申については、次のとおりである。

### 8-1 保有個人情報の特定

対象となる保有個人情報を特定せずに行われた原処分は違法なものであるとして、これを取り消すべきとした答申は、6件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第78号、第79号、第81号、第134号、第135号及び第136号

### 8-2 形式上の不備

形式上の不備を理由に不開示とした原処分について、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第88号

### 8-3 その他

一部訂正決定の原処分について、本件訂正請求は利用停止請求として処理すべきとして、これを取り消すべきとした答申は、1件（注）である。

（注）平成27年度（行個）答申第44号

## IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成27年度の答申を整理すると、86件の答申において付言がみられ、開示決定等の理由の提示など14の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言（22件）が最も多く、続いて、開示決定等における対象文書の表記に関する付言（11件）、開示の実施手続に関する付言（10件）、情報提供に関する付言（9件）、文書等の特定に関する付言（8件）、開示決定等の理由の提示に関する付言（7件）などという順になっている。

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

（注）一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

### 1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの（22件）

- ・ 本件諮問は、異議申立て後、6年9か月余を経過してされている。本件対象文書の不開示理由からして、異議申立てから諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

（平成27年度（行情）答申第661号）

- ・ 本件は、異議申立てから諮問までに約5年9か月という極めて長い期間が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難く、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

（平成27年度（行情）答申第409号）

など

### 2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの（11件）

- ・ 原処分における行政文書開示決定通知書には、「開示請求書における『請求する行政文書の名称等』欄の記載」として、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に記載されている文言と同一の文言が記載されており、具体的な文書名が特定されておらず、原処分でいかなる文書が対象文書として特定されたのかが明確とはいえない。

処分庁は、原処分において、特段の支障がない限り、本件対象文書の具体的な文書名を特定する必要があったというべきであり、今後、法9条1項及び2項の趣旨を踏まえ、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示するべきである。

（平成27年度（行情）答申第618号）

- ・ 通知書には、対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称を明記した上



で、その不開示部分を特定明示すべきであり、処分庁・諮問庁においては、今後、法に基づき開示決定等を適切に行うことが強く望まれる。

(平成27年度(行個)答申第81号)

など

### 3) 開示の実施手続について付言したもの(10件)

- ・ 本件開示決定通知書においては、業務提案書について「表紙を除き不開示とする」旨記載されているが、当該不開示部分について除外して実施されており、その数量についても「法人文書の種類・数量等」欄に計上されていないと認められる。開示の実施に当たっては、ページ全体を不開示とした部分についても本件対象文書の一部である以上、これについて実施すべきであり、また、当該部分の数量についてこれを明らかにしない場合、開示請求者の不服の判断等に支障を与える可能性も想定できることから、明らかにすべきである。

今後、開示請求に係る事務手続において、適切に対応することが望まれる。

(平成27年度(独情)答申第20号)

- ・ 原処分は、開示請求の対象ではない文書2に記録された保有個人情報を特定して誤って開示したものであり、今後、開示決定等及び開示の実施に当たっては、同様の事態を生じさせないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

(平成27年度(行個)答申第70号)

など

### 4) 情報提供について付言したもの(9件)

- ・ 上記3の結論において妥当とせざるを得ないと判断した請求文書2ないし請求文書5及び請求文書7ないし請求文書12の開示請求については、本来であれば、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の対象となるものと考えられ、処分庁は同法に基づく開示請求ができることなどについて開示請求者に教示すべきものと認められる。

今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、同法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、適切な対応をすることが望まれる。

(平成27年度(独情)答申第8号及び第10号)

- ・ 上記2(2)のとおり、処分庁は、依頼文書において、審査請求人に対して「会社から提出された書類は控をお持ちでしょうから、請求する必要はないと考えます。」と教示しているが、法12条によれば、何人も行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」とされているところ、このことは、本人が自己を本人とする保有個人情報を保有しているか否かを問わず行政機関に開示請求できるものであると解される。

そうすると、会社から提出された書類に自己を本人とする保有個人情報が含まれていれば本件対象保有個人情報に該当するのであるから、処分庁が審査請求人に対して行った教示は不適切であったといわざるを得ず、今後、処分庁は、このような教示をするこ

とがないよう、法の趣旨を正しく認識し適切な対応を行う必要がある。

(平成27年度(行個)答申第88号)

など

#### 5) 文書等の特定について付言したもの(8件)

- ・ 本件においては、処分庁が、本件開示請求について、開示請求書の記載から推測可能な異議申立人(開示請求者)が開示を求めている文書の範囲を理解せず狭義に解釈し、議事録を本件対象文書として不存在の原処分を行っているが、上述のとおり、これに限定する合理性は認められず、原処分前に開示請求者が開示を求める文書の内容を十分確認すべきであったといえる。当初から開示請求者が求める文書の内容を適切に把握していれば、議事要旨を作成していることを教示するなどの対応も行い得たものと考えられる。

今後は、開示請求の対象となる文書の特定に際しては、開示請求者の意図を十分に把握し、適切に対応することが望まれる。

(平成27年度(行情)答申第177号)

- ・ 諮問庁の理由説明書における説明や当審査会に対する説明から、処分庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を添付文書に記載されている想定問答集と限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切と言わざるを得ない。

開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきであり、今後、処分庁においては、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

(平成27年度(行情)答申第913号)

など

#### 6) 開示決定等の理由に提示について付言したもの(7件)

- ・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「探索した結果、当該行政文書の存在を確認することができなかった」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

(平成27年度(行情)答申第805号)

など

## 7) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(6件)

- ・ 異議申立てに対する決定については再度異議申立てをすることはできないところ、原処分 of 行政文書開示決定(変更)通知書では、「開示する行政文書の名称」欄に変更後として本件対象文書及び当初対象文書を記載していることから、原処分において再度当初対象文書を対象としたかのごとき外観となっており、当初対象文書に対し再度の異議申立てができるとの誤解を与えかねないので、処分庁においては、今後、これを是正し、開示決定等に当たって適切な対応を行うことが望まれる。

(平成27年度(行情)答申第82号)

など

## 8) 開示・不開示の判断について付言したもの(5件)

- ・ 諮問庁は、上記第3の2(3)において、別表1に掲げる文書2の②及び文書7の部分については、本来、特定事業場に関する情報であって、公にすることにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるが、処分庁において、本件審査請求人と、当該情報の提供に協力した特定事業場が同じであったことから、既に公にされている情報であると判断し、開示を行ったと説明している。

当審査会において見分したところ、文書2の②は、特定事業場から労災請求人宛てに提出された文書であり、文書7は、労働基準監督署の調査協力に応じて特定事業場から提出された資料であり、各文書には、被災労働者の氏名、生年月日や、特定事業場の就業規則、労災請求に対する事業主の申立内容等が記載されていることが認められた。

当該部分は、いずれも法5条1号、2号イ又は6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められるところ、これを誤って開示したことは極めて不適切である。

このため、諮問庁においては、今後、処分庁に対して適切な開示・不開示の判断を行うよう指導することが望まれる。

(平成27年度(行情)答申第897号)

など

## 9) 審査会への対応について付言したもの(4件)

- ・ 本件については、当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書の提示を求め、再三にわたり督促したにもかかわらず、諮問庁から特に理由も示されないまま、諮問から1年以上経過しても提示されない状態が続き、当審査会における審議に多大な支障を来したものである。

諮問庁においては、今後、法の制度趣旨を十分に理解した上で、上記行政文書の提示に当たって、迅速かつ適切な対応が強く望まれる。

(平成27年度(行情)答申第409号)

など

## 10) 補正に関する対応について付言したもの(3件)

- ・ 異議申立人は、本件対象文書1の開示請求に係る1回目の求補正に対する回答書にお

いて、文書課が提示した3文書のリストに「×」印を付していることなどから、少なくとも当該3文書の開示を求めるものではないということは示されていたものと認められる。

したがって、2回目の求補正において、このままでは形式上の不備を理由とする不開示決定となる当該請求を維持するか、本件対象文書1の開示請求を撤回して本件対象文書2のみの請求とするかの二者択一を求めたことは必ずしも適切とはいえず、処分庁としては、引き続き異議申立人に対し、改めて候補となり得る文書を提示するか、当該3文書以外に候補となり得る文書を保有していないのであれば、その旨を伝えるなどし、開示請求の意図を明らかにするよう努めることも可能であったと思われる。

今後、開示請求に係る求補正の手続においては、上記の点を踏まえたより適切な対応が望まれる。

(平成27年度(行情)答申第180号及び第181号)

など

### 11) 開示決定等に係る調査不足について付言したもの(2件)

- ・ 本件については、処分庁において、開示請求の内容や本件の経緯等について十分に検討を行い、適切に本件対象文書の探索、確認、精査を行っていれば、原処分時において、本件対象文書の存在を確認できたはずである。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる文書の特定に当たって、十分に確認を行うことが望まれる。

(平成27年度(行情)答申第17号)

など

### 12) 文書管理について付言したもの(2件)

- ・ 本件において、処分庁は、平成26年9月11日に開示請求を受け、原処分後の同年10月27日に一部開示決定に対する不服申立てがあったにもかかわらず、上記のとおり、本件請求文書に該当するものとして特定すべきであった本件データ等を同年12月以降に廃棄している。

処分庁は、原処分の時点で本件データ等が本件請求文書には該当しないと判断したとしても、原処分に対する不服申立てがされ、文書の特定の妥当性が争われたことにより、処分庁が特定した文書に関連する文書については、諮問庁又は審査会が本件請求文書に該当すると判断することがあり得るのであるから、本件データ等を安易に廃棄することのないよう配慮すべきであった。

したがって、本件データ等については、処分庁の不適正な対応によって、異議申立人の開示請求権の実効性を喪失させたと認められるので、今後、開示請求に係る文書管理の在り方を是正すべきである。

(平成27年度(行情)答申第450号)

など

### 13) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(1件)

- ・ 本件においては、当初の対応が甚だ不適切であったため、結果として開示請求から原処分までに117日間という長期間が経過している。今後は、開示決定手続について、情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図るよう、諮問庁が処分庁を指導することが望まれる。

(平成27年度(行情)答申第492号)

### 14) その他(13件)

- ・ 本件対象文書の不開示維持部分については、不開示とすることが妥当と判断したところであるが、今回の当審査会の判断は、現時点での公開調書の公開の範囲を前提としたものであり、諮問庁においては、今後も、被聴取者の同意が新たに得られた聴取結果書については、内閣官房ホームページで随時公開していく予定としていることから、今後の本件対象文書の開示決定に当たっては、その時点での公開調書の公開の範囲を踏まえて行うことが適当である。

(平成27年度(行情)答申第725号)

など

【参考】平成27年度に付言を行った答申一覧

区 分	答 申 番 号
1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(22件)	平成27年度(行情) 答申第33号 平成27年度(行情) 答申第153号 平成27年度(行情) 答申第239号 平成27年度(行情) 答申第271号 平成27年度(行情) 答申第301号 平成27年度(行情) 答申第314号 平成27年度(行情) 答申第409号 平成27年度(行情) 答申第427号 平成27年度(行情) 答申第442号 平成27年度(行情) 答申第449号 平成27年度(行情) 答申第462号 平成27年度(行情) 答申第487号 平成27年度(行情) 答申第490号 平成27年度(行情) 答申第661号 平成27年度(行情) 答申第667号 平成27年度(行情) 答申第706号 平成27年度(行情) 答申第707号 平成27年度(行情) 答申第708号 平成27年度(行情) 答申第714号 平成27年度(行情) 答申第780号 平成27年度(行情) 答申第801号 平成27年度(行情) 答申第913号
2) 開示決定等における対象文書の表記について付言したもの(11件)	平成27年度(行情) 答申第440号 平成27年度(行情) 答申第518号 平成27年度(行情) 答申第586号 平成27年度(行情) 答申第618号 平成27年度(行個) 答申第81号 平成27年度(行個) 答申第82号 平成27年度(行個) 答申第83号 平成27年度(行個) 答申第96号 平成27年度(行個) 答申第134号 平成27年度(行個) 答申第135号 平成27年度(行個) 答申第136号
3) 開示の実施手続について付言したもの(10件)	平成27年度(行情) 答申第620号 平成27年度(行情) 答申第485号 平成27年度(独情) 答申第20号 平成27年度(独情) 答申第27号

	<p>平成27年度（独情）答申第36号  平成27年度（独情）答申第37号  平成27年度（独情）答申第38号  平成27年度（独情）答申第39号  平成27年度（独情）答申第40号</p> <hr/> <p>平成27年度（行個）答申第70号</p>
4) 情報提供について付言したもの（9件）	<p>平成27年度（独情）答申第6号  平成27年度（独情）答申第7号  平成27年度（独情）答申第8号  平成27年度（独情）答申第9号  平成27年度（独情）答申第10号  平成27年度（独情）答申第11号</p> <hr/> <p>平成27年度（行個）答申第83号  平成27年度（行個）答申第88号  平成27年度（行個）答申第150号</p>
5) 文書等の特定について付言したもの（8件）	<p>平成27年度（行情）答申第154号  平成27年度（行情）答申第177号  平成27年度（行情）答申第221号  平成27年度（行情）答申第545号  平成27年度（行情）答申第709号  平成27年度（行情）答申第913号  平成27年度（独情）答申第39号  平成27年度（独情）答申第40号</p>
6) 開示決定等の理由の提示について付言したもの（7件）	<p>平成27年度（行情）答申第64号  平成27年度（行情）答申第250号  平成27年度（行情）答申第485号  平成27年度（行情）答申第805号  平成27年度（行情）答申第806号</p> <hr/> <p>平成27年度（行個）答申第96号  平成27年度（行個）答申第114号</p>
7) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの（6件）	<p>平成27年度（行情）答申第64号  平成27年度（行情）答申第82号  平成27年度（行情）答申第836号</p> <hr/> <p>平成27年度（行個）答申第76号  平成27年度（行個）答申第123号  平成27年度（行個）答申第150号</p>
8) 開示・不開示の判断について付言したもの（5件）	<p>平成27年度（行情）答申第221号  平成27年度（行情）答申第897号  平成27年度（独情）答申第77号</p>

	平成27年度（行個）答申第12号 平成27年度（行個）答申第115号
9) 審査会への対応について 付言したもの（4件）	平成27年度（行情）答申第278号 平成27年度（行情）答申第409号 平成27年度（行個）答申第76号 平成27年度（行個）答申第90号
10) 補正に関する対応につ いて付言したもの（3件）	平成27年度（行情）答申第180号 平成27年度（行情）答申第181号 平成27年度（行情）答申第569号
11) 開示決定等に係る調査 不足について付言したもの （2件）	平成27年度（行情）答申第17号 平成27年度（行個）答申第2号
12) 文書管理について付言 したもの（2件）	平成27年度（行情）答申第450号 平成27年度（行個）答申第88号
13) 開示決定の迅速・的確 化について付言したもの（1 件）	平成27年度（行情）答申第492号
14) その他（13件）	平成27年度（行情）答申第602号 平成27年度（行情）答申第659号 平成27年度（行情）答申第660号 平成27年度（行情）答申第662号 平成27年度（行情）答申第725号 平成27年度（行情）答申第763号 平成27年度（行情）答申第857号 平成27年度（独情）答申第36号 平成27年度（独情）答申第37号 平成27年度（独情）答申第38号 平成27年度（独情）答申第39号 平成27年度（独情）答申第40号 平成27年度（行個）答申第130号

(注) 平成27年度（行情）答申第64号、第221号、第409号、第485号、第913号及び平成27年度（独情）答申第36号、第37号、第38号、第39号、第40号並びに平成27年度（行個）答申第76号、第83号、第88号、第96号、第150号においては、複数の項目にわたって付言している。